各 位

日本投資者保護基金

米国証券投資者保護公社 (SIPC) との覚書 (MOU) の締結について

2018年11月1日、日本投資者保護基金(JIPF)は、米国証券投資者保護公社(SIPC)との間で覚書(MOU)を締結しました。

この覚書(MOU)は、JIPFとSIPCとの間のコミュニケーションを促進し、投資家の保護と資本市場への信頼を促進するパートナーシップを確立、育成し、発展させるための基盤を提供するものです。

この覚書(MOU)により、JIPFと SIPC は相互の補償制度その他投資者保護制度に関する調査協力や情報交換を行うほか、日本と米国との間の国境を跨ぐ証券会社の破綻が発生した場合における協力を強化することといたしました。

なお、SIPC は、会員証券会社が破綻した場合に、破綻した証券会社に顧客が預けていた 現金および有価証券を他の証券会社へ移管する手続きを進めるほか、JIPF と同様に、万が 一破綻した証券会社において分別管理義務違反があり、その結果顧客資産が毀損している 場合には一定の範囲内で補償を行う、投資者保護を目的とした機関です。

以 上

本件に関するお問い合せ先:日本投資者保護基金事務局(Tel:03-3667-9670)